

令和元年度第1回

堺市景観審議会

日時 令和2年 3 月 2 5 日 (水)
午前10時00分

場所 堺市役所 本館地下1階 大会議室

都市景観室

堺市景観審議会

○出席委員（12名）

会 長	久	隆	浩	副会長	下	村	泰	彦
委 員	橋	寺	知	委 員	藤	田	香	
委 員	藤	本	英	委 員	横	山	葵	
委 員	沼	田	亘	委 員	三	原	寧	大
委 員	綿	谷	賢	委 員	石	谷	泰	子
委 員	加	藤	慎	委 員	河	内	正	至

○案件

会長及び副会長の選出について

○報告事項

堺環濠都市北部地区における景観形成について

堺市歩道橋ネーミングライツ実施に係る許可基準の策定について

(午前10時00分開会)

○事務局 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第1回堺市景観審議会を開催させていただきます。私、本日の司会を務めます都市景観室の福知と申します。よろしくお願いいたします。開会に当たりまして、事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方はお手数ですが、電源をお切りいただきますようお願いいたします。また、コロナウイルス感染予防の観点から、扉をあけた形で開催をさせていただきますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

本日は、当審議会の委員委嘱後、初めての審議会でございますので、改めまして委員のご紹介をさせていただきますと思います。

大阪府立大学大学院教授の下村委員でございます。

○下村委員 よろしくお願ひします。

○事務局 関西大学准教授の橋寺委員でございます。

○橋寺委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 近畿大学教授の久委員でございます。

○久委員 どうぞよろしくお願ひします。

○事務局 同じく、近畿大学教授の藤田委員でございます。

○藤田委員 どうぞよろしくお願ひします。

○事務局 京都市立芸術大学大学院教授の藤本委員でございます。

○藤本委員 藤本です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局 有限会社エイライン代表の横山委員でございます。

○横山委員 横山です。よろしくお願ひします。

○事務局 公益社団法人大阪府建築士会常任理事の沼田委員でございます。

○沼田委員 沼田でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 堺市自治連合協議会副会長兼書記の三原委員でございます。

○三原委員 三原でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 大阪屋外広告美術協同組合副理事長の綿谷委員でございます。

○綿谷委員 綿谷です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局 堺市議会議員の石谷委員でございます。

○石谷委員 石谷です。よろしくお願ひします。

○事務局 堺市議会議員の加藤委員でございます。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願ひします。

○事務局 大阪府警察堺市警察部総務課長の河内委員でございます。

○河内委員 河内です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局 なお、太田委員、久保委員、上野委員につきましては、本日所用のため、欠席

する旨のご連絡をいただいております。

なお、本日ご出席いただいております委員は、定足数に達しておりますので、ご報告させていただきます。

本審議会の会議は、公開することになっております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ写真撮影、録画、録音等をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第でございます。それから、配席図でございます。それから、堺市景観審議会委員名簿でございます。それから、報告案件になります、景観関連としまして、資料1の堺環濠都市北部地区における景観形成についてでございます。それから、屋外広告関連としまして、資料2の堺市歩道橋ネーミングライツ実施に係る許可基準の策定についてでございます。

不足の資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。本日は、委員委嘱後初めての審議会でございますので、会長、副会長の選出をしていただきます。

本件につきましては、堺市景観審議会規則第2条第1項により、委員の互選によることとなっております。会長の選出につきまして、どなたかご意見はございませんでしょうか。

○藤本委員　　これまで会長をしていただいております近畿大学の久委員にお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○事務局　　ありがとうございます。ほかにご意見は、ございませんでしょうか。

久委員に会長をお願いすることに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局　　それでは、久委員に引き続き会長をお願いいたします。

(会長席、ネームプレートの設置)

(久会長、会長席に移動)

○事務局　　それでは、久会長、会議の進行をよろしくお願いたします。

○久会長　　それでは、ご推挙いただきましたので、以後の進行を私のほうでさせていただきますと思ひます。

それでは、続きまして副会長の選出をお願いしたいと思ひます。景観審議会規則第2条第1項によりまして、副会長も委員の互選ということになっております。副会長の選出につきまして、どなたかご意見はございますでしょうか。

○橋寺委員　　景観関連の審議会で経験豊かな下村委員にお願いしてはどうかと思ひますけれども。

○久会長　　ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。ないようでしたら、下村委員に副会長をお願いすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○久会長 それではご異議なしということでございますので、副会長には下村委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。下村先生には、お手数ですけども、副会長席に移動をお願いします。

(副会長席、ネームプレートの設置)

(下村副会長、副会長席に移動)

○久会長 それでは、会長、副会長が選出されましたので、改めて私の方からご挨拶をさせていただきたいと思ひます。堺の景観審議会ということで、非常に重要な審議会だと認識をしております。特に、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産に登録をされた暁には、さらに堺全体の景観をより良くしていきたいというようなことになっていこうかと思ひますので、まず皆様方の忌憚のないご意見を賜りながら進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、下村副会長にも一言いただけると思ひます。よろしくお願ひします。

○下村副会長 副会長にご推挙いただきました。微力ではございますが、会長を補佐し、会議の進行並びに本市の景観にかかわるいろいろな取り組みについてご協力できればと思ひております。よろしくお願ひいたします。

○久会長 ありがとうございます。

それでは、議事のほうを進めてまいりたいと思ひます。その前に、本日の会議録署名委員をお願ひしたいと思ひます。本日は、藤田委員と石谷委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、まず、報告事項の第1件目でございますけれども、堺環濠都市北部地区における景観形成につきまして、事務局から説明いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○事務局 都市景観室の福島でございます。着座にて、ご説明させていただきます。

一つ目の報告事項「堺環濠都市北部地区における景観形成について」、お手元の資料に基づき、スクリーンを使ってご説明させていただきます。歴史的なまちなみが残っています、当地区において、これまで地域の皆様とともに景観規制のあり方について検討を進めてきました。

本日は、これらの取り組みの具体的な内容について、ご報告いたします。初めに、「1、当地区の位置づけ」についてご説明いたします。堺環濠都市北部地区は、堺環濠地域の北部に位置しており、江戸期に形成された「元和の町割」や町家などによるまちなみの中に、刃物や線香などの伝統産業を継承した職住一体の生活が息づいた歴史・文化的景観が特徴です。

また、景観法や歴史まちづくり法に基づく計画の重点エリアであり、景観や文化財保全などの重点的施策を実施しています。

続きまして、「2、背景」についてご説明いたします。当地区は、近年、町家の建てかえや駐車場などへの整備などで、歴史的なまちなみが失われつつある中、地域の協議会とともに

に意識醸成やまちなみ再生を推進してきました。

そのような中、高層マンションの建設計画が契機となり、「堺環濠北部のまちなみを考える会」より要望書が堺市長に提出されました。それを受け、規制のあり方に向けて、地域の皆様とともに、景観規制に向けた勉強会を開催するなど、景観形成の内容について検討を重ねてきました。

続きまして、「3、歴史的なまちなみ保全、形成の方向性」についてご説明いたします。歴史的なまちなみ保全、形成については、3つの方向性があり、まちなみの方向性については、「2、歴史文化資源・伝統産業・暮らしと調和したまちなみの保全、形成」を目指すものとし、具体的には、「江戸時代の町割を生かした環を育むまちなみ」というコンセプトのもと、画一的な景観ではなく、「まちなみの中に伝統産業、暮らしが共存、調和、職住一体」、「古いものと新しいものが融合」、「元和の町割のまちなみ、スケール感となじむ低中層を中心としたまちなみ」を目指すものとししました。

これらの方向性にに基づき、地域とともに進めてきました景観形成の制限内容についてご説明いたします。資料は、右側「4、景観形成の内容について」です。まず、当地域の用途地域の指定状況などについてご説明いたします。スクリーンをごらんください。

今回の景観規制の対象区域につきましては、第一種住居地域と一部、綾ノ町電停周辺においては、近隣商業地域という状況でございます。

また、建物の階数高さにつきましては、1階から3階建てまでの高さが中心であり、4階以上の高さの建物については、地図上に赤丸で印をしています。丸印で囲っています数字は、建物の階数を示しています。

それでは、「4、(1)景観形成のエリア(案)】」について、ご説明いたします。景観規制については、まずは、まちなみ修景補助制度の重点路線の位置づけがある綾之町北側エリアを想定しました。その中でも高い建物が建つ可能性のある紀州街道と、七道駅から高須神社電停を結ぶ、市道三宝北旅籠東1号線に面する区域から、優先的に景観形成を進めていくこととしました。

続きまして、「4、(2)景観形成の制限内容(案)」、①建物の高さの制限についてご説明いたします。建物の高さについては、まちなみから突出するような建物を制限することとし、建物高さの現状や都市計画の建蔽率・容積率、市内外の事例などを踏まえ、過度な制限とならないよう、高さ制限は4階から5階建て相当の15メートルを中心に検討しました。

次に、②建物の形態意匠の制限については、歴史・文化資源や歴史的なまちなみなどの周辺環境との調和に配慮した形態・意匠とするなど、建築物の色彩を落ちついた色調とすることとしています。

また、③建物の用途制限については、マージャン屋やカラオケボックスなど風俗営業に係る用途の立地を制限することとし、これにより近隣商業地域については、現状では、マージ

ヤン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所など、またカラオケボックスなどは、建築できる用途ですが、今回の制限を実施すれば、これらの用途は、建築できなくなります。

最後に、「今後の予定」についてご説明いたします。これまで、景観規制に向けた勉強会を開催し、規制のあり方や具体的な制限内容について検討を行ってきました。

また、昨年11月から1月にかけて、対象エリアの地権者に向け、景観形成に向けた意向把握調査を実施してまいりました。地権者数約200名のうち、約6割の方から回答があり、集計結果といたしましては、高さ制限などの各種制限内容とも、回答者のうち約9割の方が、賛成の意見でありました。

地区計画を想定した場合ですが、今後、地域の合意形成のもと、地区計画素案を作成し、都市計画手続を進めていく予定でございます。

説明は以上です。

○久会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの内容につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

これから地元の方々の内容をさらに詰めていただく段階ですので、ほか何かご要望等がございましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石谷委員 景観形成ということで、いろいろ努力させていただいているということもわかります。ただ、要望としてさせていただきたいのは、このままでは、まだ開発は十分できるという状況なので、できるだけ早くやっていただきたいということを地元の皆さんから大分私も聞いていますので、よろしくお願いします。合意形成ということも大事ですので、そのためのいろんな手だてを地域と一緒にやっていただくということで、ぜひよろしく願いいたします。

○久会長 よろしくお願いします。ほかいかがでしょうか。

○横山委員 ちょっと周辺の状況がわからないんですけど、せっかく地区計画を打つていうことであれば、大阪府内の土地というのが、側溝の位置が、以前は大阪府で民地内側溝というのがルール化されていたんですが、それが、あるときからこの民地内側溝の規則というのが、どっかへ行っちゃったみたいな感じになっていて、民地内にあったり、なかったりというようなことが起こっていたりするんです。それがどうなるかっていうと、例えば、心齋橋とか宗右衛門町を見ていただいたらわかるんですけども、雨水とかがちゃんと排水できないような状況になってしまっていて、そこがよどんで臭くなったり、いろんな弊害が起こってくるので、そういうふうなものを一旦調査されて、できたらそういうことももう一度、そこで地区計画としてしっかり位置づけをして、後々、改善されるような、そんな形もとっていかれたらいいかなというふうに感じました。

○久会長 ここは、歴史的財産なので、中世近世から多分排水の状況というのが、伝統的に続いていく中で、また近代的な排水になっていると思うんですけども、このあたり、ちょ

つと事務局のほうで、今、このあたりの排水がどうなっているかというのが、おわかりでしたら、少し教えていただければと思うんですが。

○都市計画課長（羽間） 事務局都市計画課でございます。堺市の場合は、開発とかの場合は、横山委員がおっしゃったように、基本的に道路、民地内ではなくて、道路内にL形側溝を設けて、その民地内に雨が降ったときに、道路の水が民地内に入らないようにしたりであったり、雨が降ったときに、水がたまってそこが浸水したりしないように道路のL型側溝のところに雨水マスをちゃんとつけていますので、基本的にはこの地区についてもそういうことは、余りないかなと考えてございます。

以上でございます。

○都市景観室長（山下） 都市景観室の山下と申します。この景観規制とひとしく道路の美化等、そういう検討も加えているところでございます。その検討の中で調査等を行っておりますので、そういう住環境に関連するところも同時に調査した中で、考えていきたい、検討していきたいと考えております。

○久会長 ほかにいかがでしょうか。

○下村副会長 関連してなんですけど、狭隘道路の場合は、建築審査会で審査するわけですが、敷地内側溝として、L型でやる場合が結構多いと思います。しかし、中心線から2メートル、セットバックが担保できない狭隘道路の場合、側溝の取り方は難しいと思います。4メートル以上ある一般的な道路については、今、事務局、話されたような形で処理されているかと思いますが、狭隘道路の場合は、公的な空間の中で、処理される場合もあるという考えでよろしいでしょうか。

○久会長 いかがでしょう。

○都市景観室主幹（福知） 今、下村委員におっしゃっていただいたような形で、現状の場所は、その形になっていると思っています。

○横山委員 今、せっかく地区計画するんだらってということで、よく建物は建物、道路は道路、川は川ってなっている、縦に割れているんで、実際、せっかくこういうことが起こり得るんだら、そういうところへも視点を向こうへ持って行って、全体的にまちがどうあってほしいとか、例えば、雨水の問題点を直ぐ見落とすんですけれども、そういうところをしっかり見られて、せっかく打つんだら、用途制限とか、高さだけじゃなくて、そういうところも見ていただいたらいいかなという、そんな提案なので、すいません、それで、できているんかみたいな話では全然ないんで、ごめんなさい。

○久会長 ほか、いかがでしょうか。

○下村副会長 今回、地区計画で対応されるということなので、景観のほうからどれだけ地区計画のほうにご意見を出せるかというところもあるんだと思います。最終的には、都市計画審の審議会のほうの判断になってくるかとは思いますが、ただ、ちょっと先ほど事務局

の説明がありました、今回、歴史的風致がかかっていたり、景観計画でもいろいろお願い事項というか、規制させていただいてる中で、先ほど、説明がありました高さの話やとか、意匠のお話っていうのもありました。これ、地区計画でやると、余り地区計画の中では質的なところまでは、書けないという状況のもとに、やっぱりフィードバックして、景観のほうで、何か入れるような案件を、地区計画の中でもなかなか盛り込めないと思うので、システムとして、景観のほうに一回戻ってくるような、今回そういうような仕組みというのは、ここの背景にはあるという理解でよろしいでしょうか。これが一つです。もう一つは、ほかのバッファゾーンとの規制の中で、ここの、今回の指定区域というのは、制限というのがきついのか、ほぼ一緒なのかという、ちょっと横比較がわかりづらい点があるので、簡単で結構ですので、今回、ほかよりも規制が厳しくしているのか、ほかの景観地区の中で重点になっているような場所とほぼ一緒なのか、そのあたりのことをちょっとお知らせいただくとありがたいんですが。この2点です。

○久会長　　私の方からも関連して教えていただきたいというか、お願いしたいんですけども、ずばり言わせていただいて、もう少し早く、こういう景観整備が進んでいけばよかったなというような感じがしています。私も下村先生も20年以上前から、堺の景観整備をお手伝いしているんですけども、その過去の経緯でいうと、大道筋のところにもたくさん町家が並んでおりまして、そこに阪堺電車が走っている風景というのは、非常にいい風景だったなと思うんですが、大道筋のところは、もうほとんど町家が残っていない状況になってしまっているんで、今回も外されているというところがあると思うんですね。それはもう後の祭りですから、言っても仕方がないんですけど、もっといわゆるその土居の中の町並みっていうのを積極的に整備してほしいというのが、私の思いでもあります。そのときに、これもちょっとシビアな言い方になるかもしれませんが、今の状況でしたら、高層マンションをとめるというようにしか映らないんですね。高さを規制し、それから、用途を制限するというで終わっているように見えます。下村先生のお話も今後、もう少し建物の高さ、外観なんかの整備なんかもきちんとやっていただくと、より中世からのまちなみの雰囲気を残しながらの地区に変わるのではないかなと期待しているんですけども、そういうところまで、進もうとしているのかどうか。具体的な景観形成地区の指定で、いろんなルールをかけるのか、あるいは、その制限、制限というだけでは、私はうまくいかないと思っていますので、まちなみ環境整備事業を使えば、この昔ながらの外観に整えていただければ、補助金が出るということにもなりますし、先ほど道路の美装化の話もありましたけれども、まちなみ環境整備事業を使えば、その道路の美装化のほうにも、補助金使えるわけですので、こういうようにプラス思考で、積極的に中世から続くいい景観をより形成していただくという方策ができると思うんですが、そのあたり、次の展開、地元の方々の合意形成もあろうかと思っておりますので、難しい点もあろうかと思いますが、少しそのあたり、私も含めて、ちょっと教えてい

ただけたらというように思います。

いかがでしょうか。

○都市景観室長（山下） 都市景観室、山下です。まず、下村委員のほうから、景観的なチェックということなんですけども、地区計画ということで行いますので、地区計画であれば、事前相談の段階で都市景観室、我々のほうでチェックするということになると思います。都市景観室におきましては、百舌鳥でありますとか、大規模もそうなんですけども、アドバイザー会議というのを利用して、助言指導いただいているということでもありますので、そういうことの中で、検討していきたいというふうには考えております。あと、まちなみ環境整備事業ということで、今現在、規制に合わせて平成27年から環境事業に取り組んでおりまして、建物の外観の修景というのを行っております。もちろん町家について、外観を修景するということも行っているんですけども、先ほど説明しました重点路線におきましては、一般建築物につきましても、まちなみに合うようにということで補助を行っているという経過がありますので、規制と含めてそういう環境事業を使用しまして、補助というのも行っております。あと、この5階建ての15メートル規制が厳しいのかというようなご質問なんですけど、

○都市景観室主幹（福知） 百舌鳥古墳群周辺地域等の比較ですけど、一概にどっちがというわけではないんですけど、百舌鳥のエリアにつきましては、高さについては、もともと第一種低層住居専用地域で、10メートル、あと、風致地区巻いていますので15メートル、これも兼ねてから制限がかかっていたと。その周辺の中高層住居専用地域とかには、31メートルの高さ制限をかけるのとあわせて、そういった高さにあわせて色彩については、マンセル値とかっていう形で、数値基準を設けてやっております。今回のエリアについては、高さについては、住居系地域と近隣商業地域で、15メートルの高さ制限ということで、高さについては、やはり一定厳しいものになるのかなとは思いますが。ただ、色彩等につきましては、数値基準といった画一的な数値基準というのは、少し難しいかなと思っておりますので、今回は、定性的な基準でまちなみから突出するような原色系の色彩、そういったものはふさわしくないだろうということで、地区計画で制限しようとしているものですので、色彩については、そこまで厳しくないのかなと。全体でどっちがというわけではないんですけども、そういった状況でございます。

○下村副会長 1点だけ、大規模や、古墳エリアのバッファー等々では、個別の戸建て住宅もアドバイザー会議にかかる場合が多いんですが、ここの地域の開発事業者もしくは地主さんや家屋を持っておられる方や、あるいはバッファー事業者さんが入ってきたときに、ここは指定がかかっているということで、制限に対して、ある一定の配慮をされると思うんです。そこにアドバイザー制度がかかるということがどこかに記述されているかどうかという、その規制制限や、全部行くのかというふうな話が、ちゃんとシステム的にあるんでしょうかと

というようなことが、質問の一つではあったのですが、いきなり地区計画を守ったのにアドバイザーまでかかってって話のところ、何か急にふってくるような開発業者さんだったらちょっとまずいなと思いますので、そのあたり、書き込みがあるのかどうか、お聞きしたかった内容の一つですけど。そのあたりいかがでしょうか。

○都市景観室主幹（福知） 現状で、地区計画の事前相談、届け出という手続が、もちろん法的にもありますけれども、アドバイザー会議をそこに絡めて、助言指導するといったところは、具体的に書き込んでいるものはありませんので、今後、そういうことも含めて検討していくのかなと思っております。

○久会長 ちょっと私の方からも、先ほどまち環事業使っていらっしゃるという話が、ありましたけども、今後、例えば中層のマンションが出てくるときも、まち環事業使えますよっていうお勧めなんかはされるんでしょうか。

○都市景観室長（山下） 実は、今、11階建てマンションというのが建築中で、実際このきっかけになったマンションなんですけども、そこに対しても一般建築物ということでまちなみに合わせてくださいというような働きかけを行いまして、街環事業の一部を使用して、景観的に低層部分ではありますけども、そういうふうにしております。今後もそういう形をとっていきたいと考えております。

○久会長 私も下村先生と同じことを申し上げてますけども、できるだけ、事業者に事前にそういう情報が行ってですね、こういう手続がありますよ。あるいは、こういうような補助金も出ますよというような形があれば、設計の初期の段階から意識をしていただけるんじゃないか。後から言われても、なかなか設計変更できませんので、早い段階でこういう情報が流れるようにしていただければ、幸いかなと思ってますので、またよろしく願います。

ほか、いかがでしょうか。

私のほうから、ちょっと外観の整備もお願いしたいというお話をさせていただいてますのは、ちょっとこれも御幣のある言い方になるかもしれませんが、金沢に行かれた方は、大体東茶屋街に行かれるわけですね。たくさんの観光客を集めてますけども、専門家的な視点から見ると、単に今までの板を張ってるだけなんですよね。板をはがしてしまうと、普通のまちなみなんですけども、板を張るだけでも何か江戸時代から続いているような雰囲気がかもし出して、あれだけの観光客を集めてるわけですね。そうすると、まちなみ環境整備事業で、うまくこのあたりのまちなみを新しく整えていただくことができるような、観光資源としても使える可能性があるのではないかとこのように思いますので、道路を美装化し、まちなみが昔風の様式を使いながら整備されると、観光資源としてもうまく使えそうな気がしますので、そのあたりも含めて、プラス思考で制限、制限ばかりでなくて、ちょっとうまく活用する考え方もとり入れていただければと思いますので、また、ご検討いただきたい

というように思います。

○横山委員　先ほどまちなみに合わせてほしいということをお業者さんにお願いをされるということがあったかと思うんですけれども、実際、あわせてくれて、それぞれの主観に任せるというよりも、結構、皆さん、あるガイドラインみたいなものがあれば、そこに合わせてその範囲内で、物を考えるということがしていただけることが多々あるので、とりあえず、それぞれで考えてっていうよりも、この辺もあわせて、あ、こういうことでやってるんやなみたいなことがわかるような部分というの、つくっていかれるっていうのはいいのかなと少し思いました。済みません。

○久会長　真面目にやられているので、多分、そのデッドラインは、ご用意いただいていると思うのです。ちょっとそのあたり何か追加で説明いただければと思います。

○都市景観室長（山下）　先ほどのまち環事業の説明不足で申しわけないです。27年からまち環事業に取り組んでおまして、地元協議会さんと一緒に修景に取り組んでるという中で、まず一番最初にその基準となるガイドラインというのを策定しまして、皆さん一緒にまちを歩いて、ガイドラインの作成、今、ちょっと現物をここに持っているんですけども、こういうガイドラインを持っております。旧の町家に対しては、こういう形で修景してくださいと。堺町家と基準みたいなものをみんなで歩いて定めまして、これに合わせて修景してくださいと。それについては補助をしますというような形で思っております。ただ、一般建築物については、こうやという、余りきつい基準というのはないんですけども、一定の指標というの、ここに書いてありますので、それに合わせてやっていただくと、どんなものでもいいというのではないので、ちょっと説明不足で申しわけないんですが、こういうガイドラインがあります。

○久会長　ありがとうございます。

ちょっと長くなりますけれども、昨年度は、大和郡山市で、このまちなみ環境整備事業の新たな地区指定で、一緒にチームに入らせていただいてやったんですけども、当初は、何か規制がかかるんだという意識が地元の方にあっただけですね。やっかいなものを持ち込むなというような雰囲気だったんですが、私のほうから、いや、そうじゃないですよ、まちなみ環境整備事業というのは、通常の現代的な建物でも、建築基準法上は、自由に建てていただいてもいいので、そこは、制限ではございませんと。ただ、このように昔風の様式を取り入れてくださることによって、補助金が出るんだということの、プラスアルファのルールなので、たくさん様式を取り入れていただければいただくほど、補助金の額がアップですよというご説明をさせていただくと、あ、そういうことかというような形で、かなりご同意をいただく方がふえたんですね。ですので、最初の説明の仕方、ルールとかガイドラインがと言う言い方だけをしてしまいますと、あ、また制限かかるのかっていう話になっちゃうんですが、まちなみ環境整備事業は、そうじゃないですよというような形で、今後も述べると

ころで、まちなみ環境整備事業を地域の方と一緒に考えていただくときは、ちょっとした言い方の違いで、最初のスタートの持って行き方が違ってくるなという経験をしましたので、またご参考にしていただければというように思います。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これも進み具合によって、この審議会でも、ご報告いただく内容があればなどというように思っております。

それでは、続きまして、堺市歩道橋ネーミングライツ実施に係る許可基準の策定につきまして、これも、まず事務局から説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 都市景観室の大石です。続きまして、2つ目の報告事項「堺市歩道橋ネーミングライツ実施に係る許可基準の策定について」ご説明致します。

着座にて、ご説明させていただきます。お手元の資料2、並びに、前のスクリーンをごらんください。

歩道橋ネーミングライツの概要です。目的としましては、堺市が管理する歩道橋を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を維持管理費に充当することで、市民の安全、安心に寄与するため実施するものです。内容としましては、歩道橋の通称名を命名する権利を付与し、その名称を歩道橋に表示するものです。

歩道橋は、屋外広告物の掲出が禁止されておりますが、規則で定める基準に適合するものは掲出可能となっております。この規則で定める基準に関しまして、歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集事業の実施に伴い、許可基準を定めるものです。下側に堺市屋外広告物条例の第13条の2第1項第2号を抜粋しております。「公共団体が、その管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づきその管理する道路に表示し、または設置するもので、規則で定める基準に適合するもの」につきましては、掲出が禁止されるという適用が除外されております。

続きまして、実施箇所についてです。令和2年度は、主要幹線道路及び駅前にかかる歩道橋の12橋で実施を予定しております。景観面に配慮しまして、赤色で示しております百舌鳥古墳群周辺地域と商業地域を除いた堺環濠都市地域、緑色で示している風致地区及び第一種低層住居専用地域では実施しないこととしております。

規則で定める事項については、表示の大きさ・色彩・掲出数の3点です。大きさについては、主に募集対象となる片側2車線で幅員約20メートル程度の道路を想定し、景観面から過大な表示とならないよう、また安全面から視線誘導とならないよう配慮し、片側の車線におさまる大きさとしまして横で約10メートル、縦約0.35メートルとしまして3.5平米と定めております。色彩等につきましては、地色は、突出した表示とならないよう透明または歩道橋と同一色であることとしております。また、蛍光塗料以外の塗料を用いることと

しています。掲出数につきましては、同一方向への重複表示を避ける趣旨から、1面のみとしております。

規則で定める事項以外の表示内容や文字の大きさなどの詳細な条件につきましては、パートナー募集にあたっての募集要項で定めております。

表示内容は、企業名及び商品名とします。企業名には、店舗名や企業ロゴも可能とします。文字の大きさは、一文字最大30センチ角とします。ロゴマークの大きさは、2文字程度の面積まで可能としており、ロゴマークのみの表示は不可とします。

文字色は、ロゴマークも含めて、景観に配慮しまして、全て単色としております。

その他の事項としまして、表示する名称には、正式歩道橋名を含むものとし、最大で、両面への表示は可能ですが、複数の桁がある場合、同一方向への重複表示はできません。

応募対象は、風俗営業やギャンブル、消費者金融業等を除くとしております。

表示のイメージですが、表示内容は、ロゴ、企業名、正式歩道橋名、合わせまして、3.5平米以内となっております。

文字の大きさは、30センチ角以内となります。企業名の部分は、店舗名や商品名も表示可能で、文字入れは、全て同一で単色の表示となります。文字の大きさが、一文字30センチ角、ロゴマークが2文字程度までの大きさとなっております。

表示位置につきましては、桁の両面に掲出可能ですが、右側のように、一つですと両面は大丈夫なんですけども、左のように複数の桁がある場合、同一方向への表示が重複しないよう、どちらか一方のみの表示が可能となります。

続きまして、参考としました他都市の事例です。大阪府や大阪市でも歩道橋ネーミングライツを実施しておりますが、背景色に制限等を設けていないことから、歩道橋から突出した表示となることがあります。本市では、文字色を単色とし、背景色を透明または歩道橋と同一色とすることによりまして、一番右端の名古屋市のような表示のイメージになるものと考えております。

最後に、今後のスケジュールですけども、今回の報告の後、4月に条例の施行規則を改正いたしまして、5月から公募を開始、7月以降にパートナーを決定したいと考えております。以上です。

○久会長 ありがとうございます。

何か、ご質問、ご意見がございますでしょうか。いかがでしょう。

○藤本委員 質問なんですけれども、この3.5の背景は、どういうところでこの数字を出されたかということと、それから、透明もしくは、本体色とベースが一緒ということは、透明であれば、サイズが何でしょう、幾らでもフォントは、サイズが大きくてもわからないですね。透明なので、シートが張ってあろうが、張ってなかろうが一緒ですね。それでもやっぱり、そのシートのサイズで張っていくんでしょうかという質問なんですけど、文字

だけのところのサイズじゃなく、シート全体のサイズが3.5なんですか。

○久会長 はい。いかがでしょう。

○都市景観室主査（大石） 都市景観室、大石です。3.5平米の理由が、第一点目なんですけども、先ほど、図の中にありました、幹線道路を今回主に対象としておりますので、おおむね片側2車線程度の幅員を考えたら、大体20メートルぐらいと想定しまして、その半分、約10メートルの範囲、両側にまたがらないように片側の車線でおさまるように、横幅で約10メートルで、文字の大きさが30センチまでということで、ロゴは少し大きくなることもあり得るので、0.35メートルとしまして、これで3.5平米掛け算して以内というふうにしております。あと、シートを使った場合、シートの部分も面積に含めるのかというところにつきましては、基本的には、文字の部分だけが浮かないように透明または背景色と同色としていますので、文字の部分だけをとるような方向で考えております。

以上です。

○久会長 文字枠でカウントしていくってことですね。

○都市景観室主査（大石） 文字を囲むような形で。

○久会長 はい。

○藤本委員 わかりました。単色でやられるっていうのは、すごくいいことだと思いますし、ベース色を本体にそろえてもらうっていうのが、とてもいいことだと思いますので、あとは、どういう位置に張るかっていうところは、最終、きちっとチェックしていただいたらいいかなというふうに思いました。

○久会長 たまたま一緒になったのかもしれませんが、自家用広告物の許可が要らないのは、大体7平米以内ということになっているので、3.5、3.5を合わせたら7平米ということで、その辺りの整合性がうまくとれているのかなとは思いました。

ほか、いかがでしょうか。

○石谷委員 道路を運転するドライバーからしたら、いろいろな表示をやっぱり見ながら運転していますので、その歩道橋の名前が、何か見にくかったり、何の表示かなと思ってじっと見てしまうというようなことがあれば、やっぱり危険になりますので、この大阪市、大阪府のような派手な看板になるっていうのは、余りよくないと思っていて、単色でやるっていうことであれば、まあぎりぎりかなと思いますが、余り不必要な表示というのは、道路にあるのはよくないなという気持ちがすごくしています。そういう意味では、このネーミングライトが歩道橋にあるというのはふさわしくないというふうには思っております。

○久会長 ありがとうございます。

実は、私も個人的には余りよろしくないなというのは思っていて、ここの歩道橋の問題だけではなくて、いろんなところに広告をとって、お金がないからお金を稼ぎましょうというのは、ちょっと公共団体としては、いかがなものかなというふうな気がしております。

す。やっぱり社会の範を示すというところがあるので、公共空間というのは、もっと大切にしてほしいなというふうには個人的にも思っているところですが、しかしながら、一方で、財政難の折、稼がないといけないというようなことがあるのは、一方は理解はしておりますけれども。そのバランスの問題で、きょうもご提案いただいているんだろうと思います。

○下村委員 質問なんですけど、一つは、意見としては、久先生、おっしゃっていただいたとおりで、若干よろしくないというふうな理解はしておりますが、ただ、やられるとなれば、こういうような許可基準を設けて都市計画部門というか、道路部局も含めて、こういった基準値を設けて募集をかけられたのは非常にいいことだというふうに思います。これ、藤本先生と一緒に出しているところでは、総務系というか、企画系というか、余り景観とかデザインに余り関係のない、いわゆるお金が入ってきたらいいところの担当部局が、ネーミングライツを出して、出てきたものをアドバイザーにかけてきて、そうすると、後出しになってしまうので、なかなかご提案を聞いていただけないという状況が、最近経験してまして、ちょっと気にしていました。非常にこういうような基準を設けられてることは、非常に結構かというふうに思います。これ、最初の募集要項が、ちょっとわからないんですが、基準値が書いてあるので、おおよそ予想はできるんですが、最終決定というのは、事務局判断でなされるのか。例えば、ベース色が橋梁の橋桁のとこと同じ色で、文字の大きさもほぼ一緒に、2件、一つのところに出てきた場合、これどういう判断をされるのかという基準が、金額なのか、例えば、選考委員会ですか、第三者に評価を委ねるのか、事務局で、この二つ、こっちが安いからこっちにしようなのか、そのあたりを先ほどのフローの一番下と二つ目の間のところですね。フローを出していただくと、これですね。この一番下の三角、青三角のところ、ここどうやって決定されるのかというふうなお考えを教えてくださいありがとうございます、いかがでしょうか。

○路政課長（神田） 路政課の神田でございます。路政課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。選定の基準ですが、選定基準を設けておりまして、その中で、選定委員会にかけさせていただきます。選定の基準としましては、大きくは3点考えておりまして、まず、パートナー企業さん、団体さんとしての適性を見させていただく。これは募集要項に合致している企業であるかどうか。まず、堺市の広告基準等々がございまして、そういった中のふさわしい企業であるかどうかというところを確認させていただく。それと、あと、市税の滞納とか、そういったものもあってもいけませんので、そういったものも満たしていただく。それで、また、最短5年になりますので、長期の契約になりますから、そういった中で、経営条件を見させていただくということで、損益計算書なり、貸借対照表なりの確認をさせていただきたいというふうに考えております。2点目ですね、このところが一番重要なところかなと思うんですが、名称及びロゴ等のデザインが適切かどうかというところを、

今申しあげました基準に照らし合わせまして、どういうものかというところで集まって審査をさせていただきたい。その中で、もし不適切だということであれば、改善できる部分については、応募いただいた企業・団体さんとお話し合いをして、こういったトーンでどうだろうか、こういう文字の構成でどうだろうかということでお話し合いをさせていただきたいというふうに考えております。あと、最後には、やはり、これ命名権料、最低30万ということで、お願いをするわけですから、その中で命名権料の高い、安い、こういったところの判断をさせていただくということで、審査委員会を設けさせていただくという予定になってございます。

以上でございます。

○久会長 よろしいでしょうか。

○加藤委員 ちょっとお伺いをしたいんですけども。今回、ある程度景観に配慮した形で、こういうふうに基準を設けてやられるということでもありますけども、他市事例を既に12市で実施をされているということでありまして、ほかの他市事例の状況なんですけども、今回、堺市では12の橋で実施するという事なんですけど、他市では、どれぐらいの規模でやっているのか。もしわかる範囲で教えていただければというのと、あと、これ民間の企業さんなり事業所さんなりの応募というか、そういうのがある前提だと思うんですけども、そこら辺の需要の面でどのように調査されたとかわかる範囲で教えていただければと思います。

○路政課長（神田） 路政課でございます。まず、他市の事例、ここに書いてございます大阪市さんの事例は、ホームページ等での確認になるんですが、大阪市では、143橋募集対象としておりまして、その中で、契約に至ったのは、45橋ということでございます。それと、大阪府さんのほうでは、168橋募集をかけておりまして、そのうち21橋が契約の対象になったということでございます。本市の需要調査ですけれども、こういった大阪市さん、大阪府さん、そういったところの事例を聞きまして、ある程度目安の企業さんにも当たらせていただいたところ、声が上がるところはあるという見込みがあって、今回、提案をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○加藤委員 ありがとうございます。全てが、多分これ、募集がかかって、決定するという事ではないと思うんですけども、こういう形で一つのアイデアとして、民活を利用した収入源の確保ということでもありますので、ぜひこの実効性をきちんと担保した形で、やっていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○久会長 ありがとうございます。ちょっと違う言い方をすれば、もう少しマーケティング戦略的な観点もあってもいいのかなと思うんですけどね。ざっくり言って、私、他市事例を見させていただいたり、あるいは自分が道路を通らせていただくときに、大きく二つのパ

ターンがあるんじゃないかと思うんですね。典礼会館さんなんかは、これ一つの典型的パターンだと思うのですが、自分の会館がある近傍の歩道橋に掲げられるというパターンが一点ですね。それから、もう一つは、大企業さんで、何らかの形で、市に貢献したいんだということで、協力的にやっていただけるようなパターンというのがあると思うんですね。ですので、他市を調べていただいて、どういうパターンで、どういうところに設置されているのか、逆に、設置されないというところは、どういう条件が整っていないから設置されないのかというところをもう少し詳細に分析していただければ、せつかくの事業でございますので、先ほど、加藤委員がおっしゃったように、うまくいろんなところに設置されるほうが、いいのかなと思いますので、そのあたりをもう少しマーケティング的な分析もぜひともお願いしたいなというように思います。

○路政課長（神田） 路政課長でございます。先生から、今、おっしゃっていただいたように、今回のネーミングライツですが、やはり公費負担が軽減される、維持管理経費に充当することは、もちろんですが、私どももいろいろ調べさせていただきました。他市の事例なども調べさせていただいた中で、やはり、企業さん、いわゆるPRという目的というのは、もちろんあるのかもわかりませんが、やはり社会貢献、地域貢献としてやりたいという形の申し出が多かったというふうに聞いてございます。企業として、ネーミングライツをですね、CSRとして、取り扱っておられるところもあるというふうにも聞いております。また、市民の方につきましても、良好に維持管理されている道路をですね、快適に利用することができるようになると、さらに、快適性が増すということになりますので、私どもとしましては、ネーミングライツ事業ですね、市、企業・団体さま、それと市民、その全ての方にメリットが感じられる事業ではないかなというふうに感じておりました、推進をさせていただきたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○久会長 ほか、いかがでしょうか。

○横山委員 先ほど、最短5年というふうに契約をされるというお話をお聞きしたんですが、今のご時世なので、突然会社のほうに不具合が起こるということもあるかと思うんですけど、その場合はどうしていくのかということと、あと、歩道橋の名前をつけるということもプラスされているということもあって、例えば、その歩道橋を新たに5年後、次の事業者に移ったとしたときに、名前はその一番最初に決めた名前を継続してもちろんつけていくんだと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○路政課長（神田） 路政課長でございます。経営状態ですね。そのところはやはりきっちり見ていくということでございます。先ほどの財務諸表の関係で、やはり3年程度出させていただいてからですね、審査をさせていただきたいと、3年の経営が良好であるかどうかというところはきっちり見させていただきたいなというふうに考えております。あと、もう

一点、歩道橋の名称でございますけれども、本来の名称につきましては、そのまま残します。本来の歩道橋の名称の前に通称名といいますか、ニックネームといいますか。そういったものをつけていきますので、歩道橋自身の名称が変わってしまうということではございません。以上でございます。

- 横山委員　　ちょっと質問の仕方が悪かったみたいで。突然何が起こるかわからへんていうことをどう想定しているのかなということをお聞きしたかったというのと、立ち上げるときにはいろんなことをやりましょうしか考えないんですけども、いろんな事情で継続ができないとか、継続していくことを考えずに、考えずにといったら変ですけど。なかなか想定せずになってしまう、うにゆうにゆとなってしまうということもあるので、その辺って、どう考えていらっしゃるのかなというふうに思っただけです。
- 久会長　　もう少し具体的に言うと、5年間の使用権の料金というのは前払いなんですか。どうでしょうか、というところなんですけど。
- 路政課長（神田）　　前払いになります。
- 久会長　　だから潰れたとしても、もう、金はいただいているので、そのままほっといてもいいと。ざっくり言うとそういうことですね。
- 路政課長（神田）　　その分については。
- 横山委員　　その掲示ということですか。
- 路政課長（神田）　　はい。
- 横山委員　　会社名の掲示とかですか、5年間。
- 路政課長（神田）　　潰れた。
- 久会長　　倒産して会社そのものの存在がなくなったときは、どうされるんでしょうかということですか。
- 横山委員　　想定されたほうがいいかなっていう。
- 路政課長（神田）　　やはり、会社が、なくなってしまうということであれば、そのまま表示するということは、問題があるかなと思いますので、その場合については、やはり、隠すことをしていく必要があるのかなとは思っております。
- 久会長　　今後そのあたりも、受けていただきたいというご意見ですので、また考えていただければと思います。どなたか手が挙がっておりますので、よろしく申し上げます。
- 沼田委員　　この広告の企業名、商品名と歩道橋の名前、これ、30センチ角以内ということで、これは企業名も歩道橋名も同じにしないでいいということ。同じにしないでいいこと、変えてもいいということなんですか。
- 路政課長（神田）　　基本的には、商品名が来て歩道橋名とか。企業名が来て、そのまま本来の歩道橋名という形になります。
- 沼田委員　　文字の大きさは。

- 路政課長（神田） 文字の大きさ、基本的には30センチ以内で合わせて書いていただくという形で。
- 沼田委員 企業名も。
- 路政課長（神田） はい。
- 沼田委員 歩道橋名も同じ大きさにしなさいよということなんですね。
- 路政課長（神田） はい、トーンを合わせて書いていただく形になります。
- 沼田委員 歩道橋名を小さくするとかって、ほかの自治体では、やっていますよね。
- 路政課長（神田） 堺市の場合は、全て同じ。
- 沼田委員 同じ大きさという。
- 路政課長（神田） はい。
- 沼田委員 わかりました。
- 久会長 それをやっていたかないと、企業からすると、自分のところを大きく書いて、歩道橋を小さく書きたいってのはあろうと思いますんで、そのあたりはきちんと統一してくださいというお願いを再度していただければと思います。
- 下村副会長 今回、12カ所、12の橋梁部分でやられるということなんですが、そのとおりに書かれているのが、主要幹線の駅前道路と書かれておられるんですが、国道、府道、市道は歩道橋ないと思いますが、今回は、主要幹線、国道の上をやるってということですかね。というのは、今後、2年度はって書いてあるので、12カ所を広げていくときに、交通量、それから、周辺環境、個々によって全部同一料金でやられるのかどうかとかね、これから、一般財源に入れてから、もう一回道路にこう充ててもらえるのか、橋梁のほうでもっておく費用として、担保できるのかどうかっていうのは、これ、一般に入ってしまうんですよね、歳入としては。
- 路政課長（神田） はい、入ります。
- 下村副会長 なので、ちょっとそのあたり主要幹線だけやるということになってくると、今後、これより増えてくると、幹線道路になったり、ないかもしれませんが、地区幹線に入ってきたり、道路のヒエラルキーによって、交通量も違いますし、周りに個々の風致とか重点に入っていない地域の住宅系の地域の中にも入ってきたりする可能性は、地区幹線ぐらいになってくると、ありますよね。ニュータウンの話でいうと。そのあたりは、同一基準で、同一の内容で募集されるのかということも、教えていただけませんか。例えば、周辺環境に配慮し募集、周辺環境に配慮して建てるかどうかっていうことなんですけど、今は、橋梁との一体性だけ言ってますけど、あれが商業系なのか、駅前なのか、もしくは業務系のとこなのか。まあ住宅系少ないかもしれませんが。住宅系なのかっていうような、周辺土地利用によっても大分変わってくると思いますし、この法制度的にしぼりがかかって、景観的しぼりがかかっているとこじゃなくて、そういうような用途か、用途地域なのか、事情がわかんないんで

すけど、何か、同一基準で全部やってしまっていていいのかどうかっていうと、少し今後を考えると、気にはなるんですけど、いかがでしょう。

○路政課長（神田） 路政課でございます。今回選ばせていただいた12橋でございますが、この12橋につきましては、堺市で管理している道路を対象としておりますので、国道も入っております。府道も入っております。もちろん、堺市の市道も入っております。そちらのほうで今回ネーミングライツということで、ご負担いただく金額につきましては、基本的には、道路橋梁費の特定財源として歳入をさせていただく形にはなると思っております。ですので、個々、個別の道路橋梁、それぞれの歩道橋に充てられる費用ということだけではなくて、道路行政全般に関する特定財源として、充当されるものと考えておまして、まずは、今、先生のほうから言っていただきましたように、こちらの選定基準としましては、通行量の多いところ、人通りの多いところということを中心にはしておりますけれども、今後、どういった形で広げていくかということは、まずは、今回の募集をさせていただいて、それで、ちょっと状況も確認をさせていただきながら、次の選定というふうに入らせていただければなと思っております。

以上でございます。

○下村副会長 今回のネーミングライツの色味とか、大きさだけではなくて、橋梁本体、橋梁のほう、色味とか形状は、本当は、一緒に考えていく必要があると思うんですけど。

○路政課長（神田） まず、歩道橋で、橋梁全体というのは、ちょっとまだ。

○下村副会長 わかってます。はい。

○路政課長（神田） まずは、ここで。

○久会長 というか、下村先生がおっしゃるのは、歩道橋の色目も、全体的にもう一度、検討し直したらどうでしょうかというご指摘ですので、また、そのあたりもご検討いただけたと思います。

○路政課長（神田） はい、わかりました。また、その辺、十分検討させていただきたいと思えます。

○久会長 はい。

ほかにいかがでしょうか。

○藤田委員 募集要項をしっかりと見ていないので、ちょっとおかしなことを言うかもしれませんが、わかる範囲で教えていただきたいんですけども、この事業を進めていくのかどうかも含めて、評価ってとても大切なんだ、評価っていうのは、とても大切なんじゃないかなというふうに感じておまして、そもそもこの12橋を選定するときに、割合、その主要幹線道路と駅前道路って、交通量が多いところを人目につくってという条件で選ばれていると思うんですけども、交差点ですから、こういうのに目を奪われて事故が多発するとか、あるいは、見ている間に信号が変わって、渋滞を招くとか、ないほうが良いとは思うんですけ

れども、あることによって生じるマイナスの部分というのもちょっと評価のときに、十分これがあるないで、どのくらいの違いがあるのかみたいな評価もしっかりしていただきたくて、やはり広告である以上、事業者さんは、見てほしいと思って、つけるわけですけども、走る人にとっては、見過ぎてしまうことで、何らかのリスクを負うということにならないようにしっかり評価っていうところで、ご検討いただければなと思います。意見です。

○路政課長（神田） どうも、ありがとうございます。実際に応募いただいたところの歩道橋につきましては、それぞれやはりどういったものとかの評価というのは、していきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

○久会長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、来年度から始まりますので、また、これ実際のものを見せていただいて、何かございましたら、また、事務局、あるいは、路政課のほうにお話をいただければというように思います。

それでは、以上で予定をしておりました事項全て終了をいたしますけれども、まず委員の皆さんのほうから、全体を通して、あるいは、その他事項で景観に関することで、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、本日の審議会の審議のほうは終了をさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、事務局にマイクをお返ししますので、報告、連絡事項がございましたら、よろしくお願いします。

○事務局 事務局からの連絡事項は、特にございません。本日は、まことにありがとうございました。これをもちまして令和元年度第1回堺市景観審議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

(以上)